

内閣府本府組織令の一部を改正する政令案参照条文

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条（略）

2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十七（略）

十八 沖繩（沖繩県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進に関すること。

十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。

二十 前二号に掲げるもののほか、沖繩における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十一 沖繩振興開発金融公庫の業務に関すること。

二十二 沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

二十二〜三十四（略）

三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費者庁の所掌に属するものを除く。）。

三十六 市民活動の促進に関すること。

三十七(六十二) (略)

(内部部局等)

第十七条 本府には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局並びにこれらの所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置く。

2 (略)

3 第一項の官房及び局並びに前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

4 第一項の官房及び局並びに第二項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5(7) (略)

8 第一項の官房若しくは局又は第二項の部に、その所掌事務の一部を総括整理する職又は第四項の課(これに準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

9 第一項の局長に準ずる職の設置、職務及び定数は、政令で定める。

10 本府には、第一項の局長に準ずる職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職であつて課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

○沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) (抄)

(沖縄振興計画の内容)

第四条 沖縄振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 沖縄の振興の基本方針に関する事項

二 産業の振興に関する事項

三 雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に関する事項

- 四 教育及び文化の振興に関する事項
- 五 福祉の増進及び医療の確保に関する事項
- 六 科学技術の振興に関する事項
- 七 情報通信の高度化に関する事項
- 八 国際協力及び国際交流の推進に関する事項
- 九 駐留軍用地跡地の利用に関する事項
- 十 離島の振興に関する事項
- 十一 環境の保全並びに防災及び国土の保全に関する事項
- 十二 社会資本の整備及び土地（公有水面を含む。）の利用に関する事項
- 十三 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興に関し必要な事項

2・3 (略)

(交付金の交付等)

- 第二百五条の三 沖縄県知事は、次項の交付金を充てて沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施をしようとするときは、当該沖縄振興特定事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、沖縄県知事に対し、前項の規定により提出された沖縄振興特定事業計画に基づく沖縄振興特定事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。
  - 3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。
  - 4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

(大臣官房の所掌事務)

第二条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二十六 (略)

二十七 市民活動の促進に関する事。

二十八 四十三 (略)

(政策統括官の職務)

第三条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一・二 (略)

三 次に掲げる事務

イ ケ (略)

フ 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する

こと(消費者委員会及び消費者庁の所掌に属するものを除く。)

コ メ (略)

(総括審議官、政策評価審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官)

第八条 大臣官房に、総括審議官、政策評価審議官、少子化・青少年対策審議官及び審議官を置く。

2 5 (略)

6 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十六人とする。

(参事官)

第九条 大臣官房に、参事官を置く。

2 (略)

3 大臣官房に置く参事官の定数は、併任の者を除き六人とする。

(大臣官房に置く課等)

第十条 大臣官房に、次の七課及び一室並びに厚生管理官一人を置く。

総務課

人事課

会計課

企画調整課

政策評価広報課

市民活動促進課

公文書管理課

政府広報室

(市民活動促進課の所掌事務)

第十六条 市民活動促進課は、市民活動の促進に関する事務をつかさどる。

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 (略)

3 参事官の定数は、併任の者を除き、三十五人とする。

(総務課の所掌事務)

第二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖縄振興局の所掌事務に関する総合調整に関する事。

二 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務(振興開発計画に基づくものに限る。)に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関する事(参事官の所掌に属するものを除く。)

三 振興開発計画の推進に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

四 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関すること（文部科学省、環境省及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

五 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園の業務に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、沖縄振興局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（参事官の職務）

第三十条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令で定める事業又は事務（振興開発計画に基づくものに限る。）に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することのうち、次号イからホまでに掲げる事項に関すること。

二 振興開発計画の推進に関する事務のうち、次に掲げる事項に関すること。

イ 道路の整備、水資源の開発、都市の整備並びに住宅、下水道及び都市計画上の公園の整備

ロ 産業の振興開発（農林水産省の所掌に係るものに限る。）

ハ 交通施設（道路を除く。）の整備

ニ 防災及び国土の保全に係る施設の整備

ホ 観光の開発

三 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関する事務（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）のうち、前号イからホまでに掲げる事項に関すること。

四 沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省、政策統括官及び総務課の所掌に属するものを除く。）。

五 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

六 位置境界明確化法の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

七 沖縄振興局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関すること。

附 則

第一条（第三条（略））

（沖縄振興局の所掌事務の特例）

第四条 沖縄振興局は、第六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、沖縄の復帰に伴い政府において特別の措置を要する事項で内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令第三条に規定するものに関する施策に関する事務をつかさどる。

（大臣官房企画調整課の所掌事務の特例）

第五条 大臣官房企画調整課は、第十四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

2 大臣官房企画調整課は、第十四条各号及び前項に掲げる事務のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法がその効力を有する間、附則第二条第二項に規定する事務をつかさどる。

（大臣官房政策評価広報課の所掌事務の特例）

第六条 大臣官房政策評価広報課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第三号に掲げる事務をつかさどる。

（沖縄振興局総務課の所掌事務の特例）

第七条 沖縄振興局総務課は、第二十九条各号に掲げる事務のほか、平成二十四年十月三十一日までの間、独立行政法人評価委員会沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会の庶務に関する事務をつかさどる。この場合において、第十五条第五号中「国立公文書館分科会」とあるのは、「国立公文書館分科会、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会」とする。

第八条(略)